

令和6年第3回（定例会）
笠置町議会 会議録（第3号）

招集年月日	令和6年9月27日 金曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和6年9月27日 9時30分			議長	西 昭 夫	
	閉 会	令和6年9月27日 13時55分			議長	西 昭 夫	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 6名 欠席 1名 欠員 1名
	1	向出 健	○	5	欠 員		
	2	松本俊清	○	6	田中良三	×	
	3	大倉 博	○	7	由本好史	○	
	4	山本勝喜	○	8	西 昭夫	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の 職 氏 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	町 長	山本篤志	○	税 住 民 課 長	石原千明	○	
	参 事 兼 商工観光 課 長 事務取扱	前田早知子	○	保健福祉 課 長	岩崎久敏	○	
	総務財政 課 長	森本貴代	○	建設産業 課 長	植田将行	○	
	会計管理者	増田紀子	○	人権啓発 課 長	吉田和秀	○	
	企画調整 課 長	草水英行	○				
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	議会事務 局 主 任	東浦 翼	○	
会 議 録 署名議員	3 番	大 倉 博		4 番	山 本 勝 喜		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

令和6年第3回笠置町議会会議録

令和6年9月13日～令和6年9月30日 会期18日間

議 事 日 程 (第3号)

令和6年9月27日 午前9時30分開議

- 第1 認定第1号 令和5年度笠置町一般会計決算認定の件
- 第2 認定第2号 令和5年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件
- 第3 認定第3号 令和5年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件
- 第4 認定第4号 令和5年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件
- 第5 認定第5号 令和5年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件
- 第6 閉会中の委員会調査報告及び一部事務組合等議会報告
- 第7 閉会中の継続調査の件

開 会 午前9時30分

議長（西 昭夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和6年9月第3回笠置町議会定例会第3日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

田中良三議員から、体調不良のため欠席届が提出されていますので、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

なお、認定第1号から認定第5号につきましては、本日は質疑、討論、採決を行います。

また、以上の5議案に対する発言通告書の提出はありませんでしたので、申し添えます。

議長（西 昭夫君） 日程第1、認定第1号 令和5年度笠置町一般会計決算認定の件を議題とします。

これから質疑を行います。認定第1号に質疑につきましては、歳入、歳出ともに1款ごとに区切って質疑を行います。

まず、歳入に関する質疑を行います。

1款町税に関する質疑を行います。質疑はありますか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

それでは、10ページの徴税の収入未済額が485万9,913円となっておりますが、現状と今後の見通しについて説明を願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

未済額が485万9,913円ということで、今後の見通しということでございます。

こちらの未済額の占める割合というのが、固定資産税が大半を占めております。そのうち滞納繰越し分に当たる部分が大部分を占める形となっております。こちらにつきましては、税機構とも連携を取りながら、収納のほうに努めてはおりますけれども、滞納の固定につきましては、1件にかかる金額というのがかなり大きく、納税の方も何人かに分かれて持っておられたりするために、お1人が納付されていても、あとの方が納付されていないと、なかなか難しい状況にあります。

また、差し押さえとかということも、なかなか差し押さえるほどの額までなかなかいかないということで、努力はしていますけれども、厳しい状態にあります。

今後とも税機構と連携を取りながら、収納率向上に向けて努めていきたいと思っております。

す。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

収入未済額につきましては、今後また不納欠損ということになってこようかと思えます。また、税の公平といった面からも、また税機構と連携を取りながら収納のほうに努力をしていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで1款町税に関する質疑を終わります。

次に、2款地方譲与税の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで2款地方譲与税に関する質疑を終わります。

次に、3款利子割交付金の質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで3款利子割交付金に関する質疑を終わります。

次に、4款配当割交付金の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで4款配当割交付金に関する質疑を終わります。

次に、5款株式等譲渡所得割交付金の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで5款株式等譲渡所得割交付金に関する質疑を終わります。

次に、6款法人事業税交付金の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで6款法人事業税交付金に関する質疑を終わります。

次に、7款地方消費税交付金の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで7款地方消費税交付金に関する質疑を終わります。

次に、8款ゴルフ場利用税交付金の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで8款ゴルフ場利用税交付金に関する質疑を終わります。

次に、9款自動車取得税交付金の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで9款自動車取得税交付金に関する質疑を終わります。

次に、10款環境性能割交付金の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで10款環境性能割交付金に関する質疑を終わります。

次に、11款地方特例交付金の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで11款地方特例交付金に関する質疑を終わります。

次に、12款地方交付税の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで12款地方交付税に関する質疑を終わります。

次に、13款分担金及び負担金の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで13款分担金及び負担金に関する質疑を終わります。

次に、14款使用料及び手数料の質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

16ページの交流施設の使用料が調定額及び収入済額がともに0円ということです。

決算審査意見書に指摘されておりますが、サテライトオフィスやお試し住宅、移住定住プラザ等の施設について取組が不十分であると指摘をされておりますが、どのような取組をされてきたのか、お聞かせください。

それと、住宅使用料収入未済額が554万1,588円となっております。これにつきましても、現状と今後の見通しについて説明願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員の交流施設に係る使用料についてお答えさせていただきます。

御指摘いただいておりますとおり、交流施設については、サテライトオフィス、それからお試し住宅、移住定住プラザとも使用が上がっておりません。

サテライトオフィスに関しましては、地元東部区さんであったり、老人クラブさんという団体さんは使われているんですけども、そちらは使用料免除となっておりますので、そういう町外の方の利用というのが全くなかった状況でございます。

今年度につきましては、同様の施設、サテライトオフィスについては、南山城村さんや和東町さんにも同様の施設がありますので、昨年引き続き、未来づくりセンターさんの方、京都府さんの方も御協力いただきながら広報をしているところです。

京都府の移住フェアであったりとか、それから山城フェスタといったところにチラシ等も持っていきまして配布させていただいたり、広報に努めているところですけども、なかなかサテライトオフィスに関しましては、もう環境的にWi-Fiが自宅につながったりというところもありますので、なかなか使っただけの状況にないところです。

8月に就任いただきました地域活性化起業人さんとか、他の企業さんの方も活用について御提案いただけるということもありますので、今後もうちょっと使いやすい施設というところで、いろんな方面で広報、また使いやすい施設として幅広く開放していけたらなというふうに考えています。以上です。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 失礼いたします。

由本議員の住宅使用料滞納分調定額552万4,206円に対し収入未済額508万3,788円に対しての御質問にお答えいたします。

住宅使用料の滞納分につきましては、年々調定額が増加しておりまして、今年度の収納率に至っても1桁台の収納率となっております。

今後、滞納分の収入未済額につきましては、当町の債権管理条例に基づき適切に処理してまいりたいと思っております。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

住宅の使用料について、今後債務のルールによって適切に処理するということなんですけれども、また、不納欠損という形でまた免除されるというようなことになってこようかと思いますが、今、実際、住宅は全体で何戸あって、何戸が居住されているのか、教えていただきたいのと、以前、能登の地震の時に、こういった交流施設についても利用がされないのでしたら提供したらどうだというようなことも質問したと思うんですけれども、この町営住宅についてもそういったことを言ったかと思うんですけれども、そのあたりの状況とかも説明願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 現在、町営住宅の管理戸数ですが、有市団地については36戸、入居戸数については18戸、後谷団地について管理戸数が10棟、入居戸数が7棟、奥田団地につきましては管理戸数が27棟、入居戸数が16棟でございます。

現在、能登半島等被災に遭われた方の町営住宅受入れということですが、今後また課内及び庁内で協議していきたいと思っております。以上です。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

昨年度に由本議員の方から御意見いただいておりました住宅の被災地への提供ですけれども、昨年度、当時の課長の方からも話を進められるなということではありましたけれども、京都府さんの方には申請と申しますか、必要な戸数というところに間に合わなかったと申しますか、提出させていただく時期を逃してしまったというところなんです。

今、また能登半島の方では豪雨の災害等も起こっておりますので、そういうことで提供等の依頼がありましたら、積極的に今回は提出させていただけたらというふうに考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） いいですか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

町営住宅についても、かなり空き戸数があると思います。その入居されていない住宅の前にはかなり草が茂っているような状況が見受けられます。もっと住宅の管理を徹底していた

だいて、またこういったときに活用できるように、管理の方もよろしくお願いをしたいと思います。

今回、また能登の豪雨等でそういった需要があるかと思imasuので、そのあたりのまた対応、よろしくお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 答弁はいいですか。参事。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員のおっしゃっていただきましたとおり、町営住宅も含めまして、特に移住定住プラザ等も利用いただける施設となっておりますので、災害に関しましては協力という形で提供させていただけたらと検討させていただきます。

失礼します。

議長（西 昭夫君） 他に質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで14款使用料及び手数料に関する質疑を終わります。

次に、15款国庫支出金の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで15款国庫支出金に関する質疑を終わります。

次に、16款府支出金の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで16款府支出金に関する質疑を終わります。

次に、17款財産収入の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで17款財産収入に関する質疑を終わります。

次に、18款寄附金の質疑を行います。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

24ページの18款寄附金の指定寄付金で217万3,000円、これはどのような指定寄附があったのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼いたします。

由本議員の寄附金についての御質問でございます。

令和5年度の実績で申し上げさせていただきます。4項目としての項目がありまして、歴史・文化・自然を活用した観光のまちづくり事業につきまして31件、交流基盤を築くまちづくり事業としまして2件、それから子供を育むまちづくり事業としまして44件、健康長寿のまちづくり事業としまして7件の寄附がございました。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 金額分かりますか。

総務財政課長（森本貴代君） ちょっとすみません、今、件数だけですので。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

この寄附金なんですが、令和5年度で寄附があつて、その分をふるさとづくり基金の方に全額を積み立てるといふような流れかと思うんですね。それで来年以降が事業の方に充当して使うといふようなことだと思ふんですけれども、その点、確認したいと思ひます。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼をいたします。

由本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

ふるさと納税につきましては、議員のおっしゃいましたとおり、ふるさとづくり基金の方へ積立てを毎年度させていただいております。

令和5年につきましては、予想以上の寄附がございましたので、ちょっと積立金の方の予算の計上ができておりませんでした。関係条例は6年度の方でその積み残しの分を予算計上させていただいて、積んだということになっております。

それから、その基金につきましては、令和5年度につきましては、笠置未来っ子応援事業、子育てに関する分野でございます、それから、毎年度桜保全事業というところで充当させていただいております。

基金の使い道につきましては、いろいろと議員の方からも御提案いただいているところがございます、積んでいるだけではなくて、住民の方へ還元していかなければならないといふことで、庁内の方で使い道をもっと検討していきたいといふふうを考えているところでございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

今の答弁で、ふるさとづくり基金が予算額が487万1,000円、この分を基金の方に

積むというような予算が組まれておりまして、実際、基金を頂いたのは492万6,000円ですね。この差が5万5,000円あるわけですが、これはそしたら令和6年度で積むという話なんですか。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 由本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

先ほども申し上げましたように、6年度6月の予算で計上させていただきまして、6年度積立てをさせていただいたということでございます。

議長（西 昭夫君） 他に質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで18款寄附金に関する質疑を終わります。

次に、19款繰入金の質疑を行います。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

24ページの繰入金、減債基金繰入金ですが、予算もないのにどうしてこの減債基金を繰り入れたのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼をいたします。

由本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

減債基金の繰入れにつきましては、議会の方でもお伝えをさせていただいておりますとおり、令和3年度の臨時財政対策債を先にいただきまして、その後、後年の償還金について充当するようにということで国の通知がありまして、計画的に今後繰入れをしていくものでございます。

予算計上につきましては、計上の方を失念しておりまして、5年度につきましては専決予算をさせていただいたところですが、そちらについても失念をしており、予算計上できなかったということが原因でございます。申し訳ございません。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

以前も基金のこの繰入金については、予算もなしに繰り入れたという時がありました。その時もちょっと指摘したんですが、今回、予算もなしにこういった繰入金を繰入れとされるということは、あってはならないことだと思いますので、今後また注意をしていただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼をいたします。

由本議員の御指摘のとおり、予算計上させていただいて繰入れをするべきところでございますので、今後、以降気をつけていきたいと思っております。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで19款繰入金に関する質疑を終わります。

次に、20款繰越金の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで20款繰越金に関する質疑を終わります。

次に、21款諸収入の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで21款諸収入に関する質疑を終わります。

次に、22款町債の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで22款町債に関する質疑を終わります。

これで歳入の質疑を終わります。

次に……

すみません。戻ります。町債の質疑を行います。

最後に、歳入全体で質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

最後の30ページと、また4ページの方に予算現額と調定額の比較が掲載されておりました、予算現額と調定額の差が9,842万766円の減ということです。また、予算現額と収入済額との比較が1億886万2,067円の減となっております。

このような大きな減額となりますと、財源が不足し、事業実施に大きな支障を来すことになると、以前からこの件については質問してまいりました。

また、決算審査意見書にも指摘されておりますが、一向に改善されておられません。

どうして予算現額と調定額にこれほど大きな乖離が生じたのか、お聞かせください。

議長（西 昭夫君） 答弁は誰ですか。総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼をいたします。

由本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

予算を計上させていただく時に、それぞれの課の方から試算をしていただきまして、できるだけ現状に近い数字をとということで要求書の方は上げていただいているところではございます。

ただ、最終3月というところでもございましたけれども、最終の出納整理期間が終わってみないと分からないというところもございました。そういうところで予算額と調定額の差が生まれてきたというところはございます。

今後も現状をもう少ししっかり分析して、こういうことのないように予算のヒアリングの時には各課へ周知をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

決算審査の意見書にもありましたとおり、そういった指摘されていますし、今回はまた専決で補正の減額とかされていまして、そういった段階でもできるかなと思うんですけども、そのあたり、今後も予算の見積等、なかなか、当初は見積ですので正確な数字は把握できないと思うんですが、こういった専決でされている以上、そういったときには正確なものに近いような補正を組んでいただいて、今後正確な予算を組んでいただきますようお願いしておきます。

議長（西 昭夫君） 他に質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで歳入全般についての質疑を終えます。

次に、歳出の質疑に入ります。

まずは1款議会費の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで1款議会費の質疑を終わります。

次に、2款総務費の質疑を行います。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

ページ40ページの1目の一般管理費で、循環バスの運営事業で1,378万770円が支出をされております。事業の成果にも記載されておりますが、交通の空白地帯を解消するとともに、交通弱者の移動手段を確保することで、住民の生活利便性の向上と地域間移動等、

住民の交流による活性化を図るということで、平日は2ルート、休日は1ルートで運行しているということですが、休日も2ルートで運行していただくことが必要ではないでしょうか。休日も2ルートで運行した場合はどれぐらいの経費が必要になるのか。また、令和5年度の不用額は幾らあったのか、お聞かせください。

次に、48ページの6目企画費、笠置いこいの館管理運営事業で1,332万7,935円が支出をされております。その内訳といたしまして、いこいの館再建に向けてろ過ポンプ修繕等に162万7,362円や、54ページの方でいこいの館の担当の起業人事業で292万4,613円が支出をされております。

このいこいの館再建に向けて、ろ過ポンプ修繕やいこいの館担当にあっては、施設の現状把握による分析や今後の活用方法の提案があったということですが、この提案を受けてどのようにお考えか、見解を求めたいと思います。

それと、笠置いこいの館管理運営事業費で1,332万7,935円、いこいの館担当の起業人事業で292万4,613円ということで、1,625万2,548円が支出をされております。この財源としてふるさと基金が1,187万3,130円が充当されております。残りの437万9,418円の財源の説明をお願いいたします。

それと、50ページ、これも企画費のところなんです、チャレンジショップ運営委託料として12万円が支出をされております。チャレンジショップ運営状況はどのようになっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、40ページの循環バスの運営事業でございます。1,378万770円、この事業に関しましての不用額ですが、すみません、正確な数字ではございませんが、今回3月で、2月の補正予算、また3月で減額ということもさせていただいておりますので、不用額としてはほぼ精査させていただきまして、10万円程度であったかと思っております。

それから、ルートに関しましてですけれども、休日2ルートの運行した場合、ほぼ人件費にかかるものと、それから燃料費のかかるものということになりまして、大体百三、四十万、150万弱ではないかという試算でございます。

土曜日につきましては、相楽東部の広域バスも運行しておりますので、ルートを増やすことに関しましても、ちょっと全体の公共交通の在り方というところで検討が必要かなという

ふうに考えております。

先日の一般質問の際にも御質問いただいておりますが、今後観光利用というところも拡大していくのであれば、2ルートも検討する必要があるというふうに認識しております。

続いて、笠置いこいの館の管理運営事業でございますが、いこいの館の担当の起業人の方に、修繕とか今の温浴施設の状態等を確認していただきました。通水は可能、温泉水が浴槽まで通水可能というところで、小修繕、小修繕といたしますか、間のバルブ等を一部修繕したところがございますが、温浴施設としての稼働は可能だということになっております。

今後につきましては、町長のこれからの施策の中でもあるかと思っておりますが、にぎわいづくりをしていった中で、温浴施設としての活用も含めまして、いこいの館の十分な活用については図っていきたいと考えております。

それから、残りの財源につきまして、財源ですが、いこいの館につきましては、デイサービスセンターの使用料であったりとか、それから施設の賃借料、それから社会福祉協議会の賃料とかというものをこちらに充当させていただきまして、それ以外、あとはバスの売払い——すみません。雑入の方で自動販売機の売上、そういったものが実際の収入として充当しておりますので、全額繰入金としたものではないというところでございます。

それから、50ページにありますチャレンジショップ、商工観光事業のチャレンジショップでございますが、おおむね委託料といたしまして月1万円換算の12万円というところをお願いしております。チャレンジショップでは、住民の方々が、今、耕作されて作られております野菜の販売とか工芸品、革製品であったりとか、竹細工であったりとかというようなものも出店していただいております。売上等につきましては、出店いただいた方と、それから手数料としてまちづくり会社に入っているというふうになっておりますが、町といたしましては、住民の方々の活躍できる場といたしますか、そういう趣味で作っていただいているものであっても見ていただける場であったりとか、収入になる場というところで提供していただけたらと思っておりますので、もうちょっとPRしていただいて、何か出してみたいと思われるようなことがありましたらありがたいと思っております。以上です。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 由本議員の御質問の中で、いこいの館についてのいろいろな提案という、今後についてのことでございます。

確かに、私、4月以降、就任してから、やっぱり様々な御提案などを頂いておるのは事実でございます。

その中で、具体的にはもうお答えはできないんですけれども、大まかに申し上げますと、いこいの施設を改修して再開する、その後、もう全く違う用途に利用する、ましてや、またはいこいの館の施設はそのまま置いておいて、また別にとというような提案もございまして、まだまだこのあたりは検討が必要かと思っております。

やはり町のにぎわいづくり、そして住民の皆さんの望まれるところにある限り合わせていくようなことを最終的には選択したいと思っておりますけれども、現時点ではまだ検討中ということで御理解いただければと思います。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

循環バスについても、今後高齢者の方が増えられて、交通弱者が増えると思いますので、そのあたり、住民の生活、利便性の向上に努めていただきますよう、よろしく願いをいたします。

また、いこいの館については、やっぱり早急に町のにぎわいづくりというのは必要かと思うんですけれども、なかなか経費がかかるということで、町の負担になっているということもありますので、その点、十分考慮して、また検討の方をよろしく願いしたいと思っております。

議長（西 昭夫君） 他に質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで2款総務費の質疑を終わります。

次に、3款民生費の質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

88ページの民生費の児童福祉総務費で、児童公園維持管理で146万4,981円が支出をされております。以前に入口付近の看板について幾度となく、判読ができないので看板の改修を要望しておりましたが、一向に改修されておられません。この看板の改修費はどれぐらい必要なのか、また、令和5年度の不用額は幾らあったのか、お聞かせ願いたいと思っております。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

わかさぎ公園の看板といいますか、わかさぎ公園と書いてある入口のことだと思うんですけれども、それにつきましては――ではなかった。議員に御指摘いただいて、ちょっと見に

くかったということで、高圧洗浄機とかを使わせていただいて……

(「そこじゃない。」と発言する者あり)

保健福祉課長(岩崎久敏君) すみません。ちょっと勘違いしていて、もう一つのわかさぎ公園というふうな、書いてあったところの、そこが思い切り見えにくかったというところもありましたので、そこをちょっとこちらの方ではそこだというふうに勘違いして、ちょっと早急には対応させていただいたところではあります。

今の議員がおっしゃるのは、それとはまた別のところという。ちょっとまた、申し訳ございません。それについては、またちょっと教えていただいて、現地確認して、早急に内容等検討したいというふうに思います。

議長(西 昭夫君) 7番、由本議員。

7番(由本好史君) この看板については、幾度となく私、発言してきておって、わかさぎ公園のところへ行ったら、もう看板が分かるはずなんです。字がもう判読できないですよ。それはもう課長、全然認識されていないんですかね。もうそれについては、もう残念でならないんですけれども。もうそのあたり、もう早急に対応よろしく願いをいたします。

議長(西 昭夫君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(岩崎久敏君) ただいまの由本議員の御質問にお答えいたします。

こちらの方も別のところというふうに勘違いしたということもありまして、その点については申し訳なく思っております。

また現地確認させていただいて、早急に対応していきたいというふうに考えております。

議長(西 昭夫君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長(西 昭夫君) 質疑なしと認めます。これで3款民生費の質疑を終わります。

次に、4款衛生費の質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長(西 昭夫君) 質疑なしと認めます。これで4款衛生費の質疑を終わります。

次に、5款農林水産業費の質疑を行います。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番(由本好史君) 7番、由本です。

106ページの2目の林業振興費、森林経営管理事業として332万900円が支出をされております。内容について説明をよろしく申し上げます。

それと、3目の林道維持費、林道維持費で509万7,503円が支出をされております。

林道切山線、三国越線、横川線、野田線について、林道の環境維持のために除草や路面の清掃を行ったということですが、笠置町には阿蘇林道という林道もありますが、この林道についての見解を求めたいと思います。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 失礼いたします。

由本議員の森林経営管理事業委託料として森林経営管理業務委託料332万9000円の内訳でございますが、現地調査、測量、森林現況調査、経営管理収益作成業務に110万9,900円と間伐で221万1,000円を支出させていただいております。

続きまして、道路管理事業、すみません、林道維持事業に関しまして、議員がおっしゃいますように、当町には阿蘇林道がございます。今後は阿蘇林道の除草や路面修復、清掃等の実施を検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

この森林の経営管理事業については、森林の環境譲与税を活用されているかと思うんですけども、この前、一般質問で質問させていただきましたが、その府の豊かな森を育てる府民税とか、そのあたりのまだすみ分けがされていないということの答弁があったわけですが、これ、もう2016年からされているということですので、そのあたり、荒廃した森林の土砂災害防止、予防にこの財源を早急に活用していただきまして、その整備をしていただいて、災害の発生防止について努力をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それと、阿蘇林道なんですが、阿蘇林道の先には加茂笠置組合の管理している土地がありまして、阿蘇林道は整備されておられませんので通行ができない状況です。令和5年度は加茂笠置組合からの配分金として1,500万円の入金があり、そのうち1,350万円を交付され、残り150万円が笠置町の事務費として受け入れておられます。

この150万円はどのように活用されているのか、そのあたりが分からないんですけども、阿蘇林道の道路の環境維持のために今後していくというような話をされておりますので、またそのあたりの除草や路面の清掃についてよろしくお願いをしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 由本議員、答弁は。参事。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員のおっしゃっていただきました加茂笠置組合の配分金ですが、令和5年度、これ

5年に1回配分されるものでございまして、先ほど植田課長の方からもありましたように、今後整備されるという計画の中で充当していけるものかと思えます。配分される時期が5年に1回となっておりますので、その見直し等も加茂笠置組合の中で検討されているようですので、毎年交付になったり、現状どおり5年に1回ということになりましたら、幾らかの配分があれば、そちらの充当も考えられるかと思えますので、財政サイドの方と検討させていただきます。以上です。

議長（西 昭夫君） 他に質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで5款農林水産業費の質疑を終わります。

次に、6款商工費の質疑を行います。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

108ページの3目の観光費、観光事業として639万5,522円が支出をされ、内訳として、イベント運営委託料が33万5,000円支出をされております。

事業の成果を見ますと、各イベント事業の事務局へ委託したとのことですが、まちづくり株式会社と委託契約を締結されたかと思えますが、委託契約の中身や実績内容について説明を願いたいと思えます。

また、110ページに各イベント事業費補助金として24万3,170円が支出をされております。この内容についても説明をお願いしたいと思います。

それと、河川の空間活用事業として22万6,752円が支出をされております。成果として、アンケートを実施し、キャンプ場利用者及び住民の方々の観光振興に対する思いやオープン化に向けてのニーズ等の把握ができたとのことですが、アンケート調査の結果をどのように公表されたのか、また、講師はどういった方をいつ招かれて、どういった内容の講義をされたのか、説明を願いたいと思えます。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、108ページの観光事業でございます。イベントの委託ですけれども、四季彩祭実行委員会の事務局としてまちづくり株式会社と委託契約をさせていただきました。事業の企画から実施というところまで、まちづくり会社の方で担っていただきました。

それから、110ページの各イベント事業でございます。

イベント事業、2つございまして、イベント事業の負担金といたしまして、まず419万円、それから事業の補助金、これ、負担金と補助金と分かれてしまっているんですけども、令和5年度の予算に関しましては、暫定予算というところで当初執行を、始まったところでございます。4月に実施いたしましたさくらまつりにつきましては、当初の予算どおり事業の補助金といたしまして24万3,170円を支出したところでございますが、今度、暫定予算から本予算を組むに当たりまして、町の関わっている事業への負担金として支出する方が妥当ではないかということもありまして、もみじまつり、それから鍋フェスタにつきましては、負担金として支出を行いました。

ですので、令和5年度に関しましては、イベント事業といたしましては440万円強の支出となっておりますが、今言いました内容によりまして、補助金と負担金と項目が2つになってしまったというところでございます。

それから、もう一つ、河川空間の活用事業でございます。110ページの、これにつきましては、アンケートに関しましては、ホームページで公表をしております。住民の方、また出展いただいた事業者の方にもアンケートをお答えいただきまして、その内容を掲載させていただいたものでございます。

事業で実施いたしましたものにつきましては、ロックバルンシングというものでございまして、石を造形的に積み上げていく、河原にある石を積んで何か形づくっていくというような事業でございまして、これ、ロックバルンシング協会というところ、ロックバルンシングアーティストの方に来ていただきました。この方、京都市内にいらっしゃる方で、笠置、木津川にもお越しいただいたこともあるということで、参加者の方も保護者、子どもを含めまして、笠置青少年育成委員会の方にも御協力いただいて、大体30名近い参加があったというふうに聞いております。河原、子どもたちが笠置の木津川に親しんでいくため、親しんでもらえるような事業をというところで、楽しく一日過ごしていただいたというところもございます。講義というよりも、そういう石を積む造形づくりのための講師というところでございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

イベントについて、令和5年度については四季彩祭実行委員会の方に委託をされたということなんですが、もう令和6年度は四季彩祭実行委員会の方には委託をされないということです。ですので、かなり職員の負担というのはもう心配しておるんですね。そのあたり、十分職員

の負担が軽減できるように、また対策の方よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、そのアンケートの関係、河川の空間活用事業のアンケートの内容についてはホームページで公表しているということなんですが、なかなか住民の方でホームページを見るような環境とかない方も多々おられると思ひますので、またそのあたり、違う方法でそういったことの周知もよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員から御指摘いただきました令和6年度事業につきましては、おっしゃるとおり、町が主体となって動き、委託もせずしていきますので、観光協会さん、それから商工会さんに御協力いただきながら、また職員全体、議員の皆様にも御協力いただくことがあるかと思ひますので、全体通して十分職員の方の勤務、業務過多にならないように努めてまいりたいと思ひます。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長、ホームページでは見られない方に対しては。商工観光課長。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） すみません。申し訳ありません。

今回、昨年度実施いたしましたアンケートでございまして、集計後、公表させていただきましたが、御指摘いただいたとおり、ホームページだけではなく、町の広報であったりとか、お知らせ版の中にも掲載、折り込むというところも検討すべきであったかと思ひます。

今後、こういったことにつきましては、他の事業でもそうですけれども、たくさんの方に見ていただけるように、公表方法も考えたいと思ひます。御指摘ありがとうございます。

議長（西 昭夫君） 他に質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで6款商工費の質疑を終わります。

次に、7款土木費の質疑を行います。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

ページの114ページの2目の道路維持費で、道路維持事業として1,546万6,908円が支出をされております。町管理の道路及び道路施設について道路維持修繕を行い、安心・安全な道づくりを図り、環境改善に努めるとありますが、3,750万円の工事請負費が繰越しとなっております。この内容と、以前から後谷団地の水路が損傷し、住宅内に家庭の雑排水が流れ込んでおります。町の管理の道路及び道路の施設について、道路維

持修繕を行い、安心・安全な道づくりを図り、環境改善を図るとあります。どのように考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、4項住宅費の2目の住宅管理費、住宅維持管理事業として3,325万4,455円が支出をされております。有市住宅10戸と奥田住宅5戸の町営住宅の耐震改修設計計画及び耐震補強設計業務を委託したとのことです。町営住宅の耐震改修の設計計画及び耐震補強設計業務が何戸終了し、あとどれだけ残っているのか等、整備状況及び木造住宅の耐震事業についての見解をお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 失礼いたします。

ただいまの由本議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、道路維持費での繰越明許費3,750万につきましては、3事業分の事業費を繰越しをさせていただいております。有市峠阪法対策事業、有市柳生線交通安全対策事業、根台1号線交通安全対策事業の3つでございます。

議員から御指摘のありました後谷団地の排水の件につきましては、住宅内にも家庭雑排が多数流れているのと、あと水路の目地が飛んで、道路敷内にも水が流れているということで、早急に対応して、今後はちょっと大きな工事をしていきたいと考えております。

続きまして、住宅維持管理事業の耐震の件につきましては、今年度、令和5年度におきましては、すみません、残りの設計業務が5戸と耐震工事が15戸残っております。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

今回は5年度の決算ということなのですが、後谷団地の排水路、今後大きな工事が必要というような課長の答弁だったんですけども、分かっておれば、いつ頃されるのか、そのあたりの説明をお願いしたいと思います。

木造住宅の耐震事業についての答弁はなかったんですが、木造住宅の耐震事業の対象となる木造住宅は、奥田団地が22戸、後谷団地が10戸の計32戸が対象となると思われます。町営住宅にお住まいの住民の皆様の安全・安心はどのように考えておられるのか、お聞かせください。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 失礼いたします。

由本議員の御質問にお答えいたします。

後谷の水路につきましては、今のところ、何年度とはちょっと言えませんが、もう早急に水路の入替えを考えております。

木造の耐震につきましても、今後、入れていく予定をしております。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

木造の事業を入れていくというのは、具体的にどう考えておられるのか。耐震の診断とかいろいろメニューがあったかと思うんですけども、そのあたり、居住されている方の負担とか、そういったあたりもどう考えておられるのか、教えていただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） すみません。申し訳ございません。

由本議員の御質問にお答えいたします。

木造住宅につきましても耐震診断を行っていく予定をしております。以上です。

議長（西 昭夫君） 質問に対して多分答弁がし切れていないと思うので、もう一度質問、由本議員、もう少し詳しく。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

木造住宅の耐震事業ということで、耐震診断士の派遣なり耐震の改修等の事業、それとか木造住宅等の撤去とかというようなメニューがあったかと思いますが、これ、どれをいつ頃どうしてされるのか、そのあたりの説明をお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） ちょっと休憩しますか。すみません。参事。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼します。

由本議員、多分、今おっしゃっていただいたのは、住民向け、町民さん向けの耐震事業の拡充ということですね。たぶん、植田課長が町営住宅の方の木造のことを多分答弁したと思いますので。

今、由本議員おっしゃっていただきました住民の方へ向けた耐震改修につきましては、今年度から所管が建設産業課になっております。除去、それから自分のおうちが昭和56年以前に建っているおうちでしたら、診断の対象となってきます。耐震診断でI S値といいますか、補強が必要やというふうな判断がされましたら、その後、補強工事であったり、除去にかかる経費は町で補助できます。

すみません。この事業については、それです。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

それは分かっているんですよね。ですから、私が言っていますのは、これでは56年以前の木造ということでチラシをまかれていまして、ただ、町営住宅については、先ほど言いました32戸が対象となると思うんですね。古いものでしたら、昭和28年というようなものがありますのでね。こういったところについては、そういった耐震の診断、また改修、そのあたりをお聞きしているんですけども、植田課長は、するというような話だったのか、どこまでされるのかという明確な答弁がなかったと思うんですけども、そのあたり、お答えいただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 暫時休憩します。

休 憩 午前10時40分

再 開 午前10時55分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 失礼いたします。

由本議員の町営住宅の耐震診断に関する御質問に対し、先の答弁を訂正いたしまして、お答えさせていただきます。

奥田、後谷の木造住宅につきましては、耐震基準を満たしていないため、新規に募集せず、診断、補強も考えておりません。入居されている方には安全に住んでいただくことが必要ですが、今後退去された後は除去も視野に入れております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 今のが後谷、奥田合わせての答弁です。

ほか質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで7款土木費の質疑を終わります。

次に、8款消防費の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで8款消防費の質疑を終わります。

次に、9款教育費の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで9款教育費の質疑を終わります。

次に、10款公債費の質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長(西 昭夫君) 質疑なしと認めます。これで10款公債費の質疑を終わります。

次に、11款諸支出金の質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長(西 昭夫君) 質疑なしと認めます。これで11款諸支出金の質疑を終わります。

次に、12款災害復旧費の質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長(西 昭夫君) 質疑なしと認めます。これで12款災害復旧費の質疑を終わります。

次に、13款予備費の質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長(西 昭夫君) これで13款予備費の質疑を終わります。

これで歳出の質疑を終わります。

歳出全体について質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番(由本好史君) 7番、由本です。

ページ122ページで翌年度繰越額のうち繰越明許費が1億3,278万500円と、令和4年度と比較をして9,130万4,500円の増ということで、決算審査意見書にもありますとおり、少しでも早く事業に取りかかっていたくようにということです。できるだけ繰り越さないように事業を行うべきであると思いますが、どのように考えておられるのか、お答えください。

議長(西 昭夫君) 総務財政課長。

総務財政課長(森本貴代君) 失礼いたします。

由本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議員の御指摘のとおり、今年度につきましては、繰越し事業の方が大変多くなっております。大きな事業の1つとしまして、国の方で仮想化基盤の更新の事業がありまして、そちらの方は国の通知に基づきまして資材の調達の関係もありまして、前もって予算を組んで繰り越して事業をするようにというところもありましたので、そちらの事業が3,000万ほど、それが大きな要因にもなっております。また、諸事情もございまして、建設関係事業の方が繰越しが多くなったというのが結果でございます。

各課とも調整しまして、なるべく事業の方は年度の当初の方から計画を立てていただいて、速やかに実施していただくように各課の方へは通知をしていきたいと思っております。以上

でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

いろいろな諸事情があるかと思いますが、正確な予算を立てていただいて、早急に予算執行していただくようお願いをしておきます。

議長（西 昭夫君） 他に質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで歳出全般についての質疑を終わります。

最後に、認定第1号の全体についての質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

ページ123ページの実質収支額が前年度比7,041万3,587円の減ということで、単年度収支額は赤字となっております。どのように分析をされているのか、お聞かせください。

また、ページ128ページに、簡易水道関係の基金が廃止となり、令和5年度末の簡易水道関係の基金がゼロ円となっております。今後、簡易水道関係の基金はどのようにされるのか、お聞かせください。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼いたします。

由本議員の実質収支単年度収支の御質問でございます。

御指摘にありましたように、今年度単年度収支につきましては、マイナスの7,000万というところでございます。財政的な用語になりますので、少し町民の方には難しいお話になるのかなというふうには思っております。

自治体の収支には、何々収支といったものが4つございます。形式収支といいますと、ただ当該年度の歳入決算総額から歳出の決算総額を単純に差し引いた額ということで、今年度、令和5年度で言いますと5,647万1,825円ということでございます。

それから、その実質収支というところでございますが、これは、先に申しました形式収支、そこから翌年度に繰り越す額を差し引いたものになっております。先ほども答弁させていただきまして、今年度は繰越しをさせていただき財源がすごく多くなりました。それを差し引かしまして、令和5年度で言いますと実質収支額が1,342万2,825円ということにな

っております。

この実質収支を見まして、自治体の黒字団体なのか、赤字団体なのかというところを判断するということになっております。この実質収支というのがマイナスになれば赤字団体ということになりますので、そういうふうにならないように、どの自治体におきましても財政調整基金、まちの貯金を取り崩しながら黒字にしていっているというところがございます。

そこで、議員の御指摘がありました単年度収支というところが問題になってくるわけなんですけれども、こちらにつきましては、前年度の収支というものを差し引きまして、単純に今年度、当該年度の収支がどうなっているかというところのお話になってきます。昨年度、前年度の実質収支、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額ということになっておりまして、今年度の実質収支が先ほど言いました1,342万2,825円、それから、前年度の実質収支、これが大変大きくありましたので8,383万6,412円でしたので、令和5年度の単年度収支が7,041万3,587円ということになっております。簡単に言いますと、昨年度、多くの実質収支がなければ、今年度は7,000万ほどの赤字になっていたということでございます。

それから、もう一つ、4つ目ということで押さえておくのが、実質の単年度収支でございます。こちらにつきましては、先ほどの単年度収支から実質的な黒字要素であります基金への積立て、繰上償還などを加えまして、また基金からの繰入金という赤字要素、それを差し引いたところで出すものでございまして、実際のところが一番近いのかなということで、今年度の実質単年度収支というのはマイナスの4,362万3,052円というふうになっております。今日も少し新聞の方でもありましたけれども、他の自治体におきましても、昨年、おととしと普通交付税もかなり増額というふうになったということもありまして、今回かなり単年度収支、落ち込んだという自治体が多いのかなというところで、今年度の決算については分析をしております。

結果的に言いますと、貯金を取り崩しながら当該年度のマイナスを補っているということですので、当町の財政状況といいますのは厳しい状況ではございます。過去を振り返りましたら、平成26年度頃に財政が厳しくなり、1億円以上の減債基金を取り崩して繰上償還を行ったという経過もあります。その後、27年、28年に普通交付税の方が増えまして、それをまた基金に積み立てて、その分が丸々基金へ返すことができたということがありました。

また、近年でしたら、令和元年度、2年度に決算においても財政調整基金を取り崩す結果となったんですが、先ほど言いましたように、令和3年度以降、普通交付税の方がかなり増

額となってきました。

こうしたことから、当町においては、普通交付税に頼り切った財政運営であり、単年度収支というのは、そういった事情により大きく左右されるということになっている状況でございます。この単年度収支のマイナスが続くと、いずれ貯金が底をつきまして赤字団体になっていくというようなことになっていきます。財政担当課の分析としましては、なかなか町民税などの財源の確保が難しく、普通交付税につきましても確実な財源の確保とは言い切れませんので、補助金の獲得ですとか、有利な地方債の活用、それからふるさと納税など新たな財源の確保に努めまして、歳出についてはいろいろな状況を考慮しながら抑制に努めまして、繰上償還も考えながら、厳しい財政状況ではあるものの、住民サービスの質が低下しないように努めてまいりたいというふうに考えております。

また、町の財政の健全化につきましては、健全化の判断比率を指標としておりますので、今年度につきましては、深刻な状況といったような数字ではございません。

しかしながら、それらの数字を念頭に置きまして、今後も健全な財政運営を図っていききたいというふうに考えております。御理解のほどお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員に御質問いただきました簡易水道の基金に関するものでございます。

由本議員おっしゃいましたように、今年度、簡易水道については、令和6年度から事業会計になりましたので、3月31日で打ち切り決算というところで、この財政調整基金も全額取り崩したところでございます。

今後につきましては、簡易水道事業会計の中では、事業費積立金等、3月の条例で可決いただいたかと思えますけれども、基金という形ではありませんけれども、積立金なり剰余金として出てくるものについては、同様の形となって積み立てられていくというふうに理解しております。以上です。

議長（西 昭夫君） 他に質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。これで認定第1号の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案の反対の者の発言を許します。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

認定第1号 令和5年度笠置町一般会計決算認定の件については、反対の立場で討論をさせていただきます。

令和5年度笠置町一般会計決算は、実質収支額が前年度比7,041万3,587円の減ということで、単年度収支額は赤字となっております。

その要因として、財政の乏しい笠置町にあって多くの無駄があります。1つは交流施設等管理事業で、747万1,763円が支出をされ、そのうち旧植村邸については、利活用もしないまま取り壊し、620万4,000円が支出をされ、交流施設使用料は0円となっております。笠置のいこいの館については利活用が図られず、笠置いこいの館管理運営事業費で1,332万7,935円、いこいの館担当の起業人事業で292万4,613円ということで、1,625万2,548円が支出され、個室使用料が6,600円となっております。この笠置いこいの館については、利活用しないのなら閉館してはと行ってきましたが、前町長は社会福祉協議会が入っているから閉館はできないと当初言っておられましたが、年内に社会福祉協議会を笠置いこいの館から出ていってもらい、デイサービスの電源を分離すると発言をされておられましたが、起業人を雇用され、起業人が社会福祉協議会が笠置いこいの館にいることは問題ないと言われたということで、社会福祉協議会をそのまま笠置いこいの館にとどめるという発言に変えられました。その起業人を新年度に雇用すべき手続もせず、雇用できず現在に至っております。

この起業人の言いなりになっていたように疑われる。何も町のためになっておりません。決算審査意見書にも、笠置いこいの館については毎年多額の費用を投じて施設を維持している経緯がある。温泉施設が閉鎖してから数年経過した今なおその方向性さえ定まらず、投資をし続けている現状は幾分理解しがたいと記載をされております。

無駄をなくし、住民が住んで良かった、笠置町に住みたいといった施策を展開していただきたいと思います。必要なところに住民の血税を使っただきたいと思います。

そして、決算審査意見書にも記載されておりますが、前町長は、建設工事の入札に係る最低制限価格の誤りにより、住民への不利益に当たる由々しい事態を発生させ、解決もしないで退任されておられます。今後、この負担が住民に重くのしかかってくると思われま。

予算は地方自治体の1会計年度、4月から翌3月における収入と支出の見積であり、どのような形で事業を行うかを予算書に表現したものであります。予算は町長が調製し、町議会の議決を経て成立をいたします。翌年度繰越額のうち繰越明許費が1億3,278万500円と、令和4年度と比較をし9,130万4,500円の増と、決算意見書にもある

とおり少しでも早く事業に取りかかっていたかどうかということですが。できるだけ繰り越さないように事業を早く早急に行っていたらと思います。

以上を反対討論とさせていただきます。

議長（西 昭夫君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号、令和5年度笠置町一般会計決算認定の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

認定第1号は本案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立多数です。したがって、認定第1号、令和5年度笠置町一般会計決算認定の件は、認定することに決定しました。

議長（西 昭夫君） 日程第2、認定第2号、令和5年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件を議題とします。

これから質疑を行います。認定第2号の質疑につきましては、歳入で一区切り、歳出で一区切りとします。

まず、歳入に関する質疑を行います。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

ページ6 ページの1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税で収入未済額が118万9,200円ということです。これは、いずれこの一部が不納欠損になる可能性があると思います。それにつきまして、現状と今後の見通しについて説明をお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

由本議員のおっしゃるとおり、多額の未収額が計上しております。こちらにつきましては、現年分をいかに徴収できるかということに重点を置きながら、窓口の徴収に努めておりますけれども、今、対策といたしましては、滞納が続いております世帯につきましては、3か月の短期の証を交付しております。その理由につきましては、窓口にお越しいただく機会を設けて、そこでまた現年の支払いもしていただくようにということで勧奨の方も努めておりま

す。

こういったことを積み重ねていきながら、現年の解消に努めて、滞納の方に行かないようにということを念頭に置きながら徴収を行ってまいっております。以上です。

議長（西 昭夫君） 他に質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで歳出の質疑を終わります。

認定第2号について、全体で質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

決算審査意見書にもありますとおり、被保険者の検診受診率は国や府の水準に達していないという指摘があります。検診の現状とこの受診率向上のためにどういったことをすべきと考えておられるのか、お聞かせください。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

受診率の向上に努めるにつきましては、現在、笠置町内以外での相楽管内での受診、個別検診の受診の機会を設けております。こちらを今は6月から3月、年間通してではないんですけれども、これを1年間通してやっていけるようなことも考えていきたいと思っておりますし、また、受診率が本当に低い40代、50代の男性の方にいかに受けてもらえるかということも課題の1つとして把握はしておりますので、そういった方にも集団の検診の時に個別の受診もできますよという案内を追加させてもらって送付という形を取らせていただいております。そういったことに努めていきながら、少しでも、1人でも多くの方の受診をしていただけるような機会を作ればというふうに思っております。以上です。

議長（西 昭夫君） 他に質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで認定第2号の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号、令和5年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

認定第2号は本案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(西 昭夫君) 起立全員です。したがって、認定第2号、令和5年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件は、認定することに決定しました。

議長(西 昭夫君) 日程第3、認定第3号、令和5年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件を議題とします。

これから質疑を行います。認定第3号の質疑につきましては、歳入で一区切り、歳出で一区切りとします。

まず、歳入に関する質疑を行います。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番(由本好史君) 7番、由本です。

8ページの7款企業債、継続費及び繰越事業費繰越財源充当額が890万ということなんですが、収入済額が590万となっております。これについて説明を願いたいと思います。

議長(西 昭夫君) 総務財政課長。

総務財政課長(森本貴代君) 失礼をいたします。

由本議員の企業債の御質問についてお答えをさせていただきます。

こちらの事業につきましては、公営企業の移行に伴う事業でございます。令和4年度から引き続いての2か年の事業となっております。繰越しをさせていただく時に、5年度についての事業費というのを建設産業課の方で考えていただいたんですけども、実際のところ、こういった課題が出てくるかもしれない、それに対して委託料の方が確定しないというところで、目一杯の繰越しをさせていただいたというところでございます。

5年度については減額ということで、事業費というのが減額になりましたので、公営企業債、過疎対策事業債の方は590万の借入れというふうになったというところでございます。

議長(西 昭夫君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長(西 昭夫君) 質疑なしと認めます。これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番(由本好史君) 7番、由本です。

10ページの2款衛生費、1項上水道費、1目簡易水道施設費、12節で委託料で734万1,500円の不用額が出ております。これについて説明をお願いします。

それと、14節工事請負費が361万9,000円全額不用額となっております。これについても説明をお願いいたします。

それと、22節償還金、利子及び割引料についても5,000円全額不用となっております。これについても説明をお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 失礼いたします。

由本議員の御質問にお答えいたします。

先ほどの不用額につきましては、令和6年4月1日から公営企業会計方式の適用に伴いまして、令和6年3月31日をもって終了とする打切り決算を行っております。そのため、この不用額が出ました。出納整理期間が存在しないので、打切り決算時点での未収金、未払金は新会計での特例的収入、特例的支出として取り扱わせていただきます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

今の植田課長の答弁にちょっと補足させていただきます。

課長の方からもありましたように、特別会計から令和6年4月1日で事業会計に移行となりましたので、一般会計での基金のところでもお話しさせていただきましたとおり、全て3月31日で一旦終了と、閉めてしまうということになります。3月31日以降、4月1日以降、本来特別会計のままでしたら出納整理期間の5月末まで、電気代であったりとか、3月に実施したものについては4月、5月の出納整理期間に支払うことができるんですけども、打切り決算ということになりますので、例えば、先ほど言いました3月分の電気代についてとか、それから3月31日で工事の完了したもの、こういったものの支払いが、通常一般会計や特別会計でしたら4月に支払いができるものが、今回の水道事業に関しましてはできないというところで、新たな事業会計に持ち越しをしております。その中で、新年度に入りまして持ち越した予算の中から支払っているというところになっております。

歳入につきましても、歳出につきましても3月31日で一旦終了というところになりますので、今年度に関しましては、令和5年度未収金、それから不用額というものが計上されてきたというところでございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 他に質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで歳出の質疑を終わります。

認定第3号の全体についての質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで認定第3号の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号、令和5年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

認定第3号は本案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、認定第3号、令和5年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件は、認定することに決定いたしました。

議長（西 昭夫君） 日程第4、認定第4号、令和5年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件を議題とします。

これから質疑を行います。認定第4号の質疑につきましては、歳入で一区切り、歳出で一区切りとします。

まず、歳入に関する質疑を行います。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

ページ6 ページの1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、1節現年度分特別徴収保険料で収入済額が調定額を上回っております。このようなことはあるのでしょうか。そのあたりの詳しい説明をお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

特別徴収の調定額が、収入済額が調定額よりも多いというところですが、収入未済額で20万9,950円を計上させていただいております。これにつきましては、受給目前でお亡くなりになられた方等の分で、年金局から通知が届いてから返還するというものでござい

まして、この決算のときにはまだ年金局から返還通知がなかったというところで、この金額が上がっております。

ですので、その収入済額4,480万3,030円からその本来返すべき20万9,950円を引かせていただいたら、その調定額以内になるというようなことをございます。その20万9,950円分があふれているといいますか、調定額としては減額はさせていただいているんですけども、残って、収入済額の中にその返還分があるというところで、ちょっと差があるというところをございます。

議長（西 昭夫君） 暫時休憩します。

休 憩 午前11時30分

再 開 午後 1時30分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほどの7番、由本議員の質問に対する答弁から始めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） 失礼いたします。

由本議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、調定額4,459万3,080円と収入済額4,480万3,030円との差額であるマイナス20万9,950円につきましては、年金から特別徴収で保険料を徴収されている方が亡くなられた場合は、既に保険料は徴収されていますが、年金局からの返還通知があるまで還付の処理はできません。調定につきましては、死亡を把握した時点で調停を減額しておりますので、調定額と収入済額との間に差額が出ております。

また、今回につきましては、5月末まで出納閉鎖期間中に年金局からの通知がなかったものが対象となっております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 他に質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで歳出の質疑を終わります。

これで、認定第4号の質疑を終わります。

全体で質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑を終わります。これで認定第4号の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号、令和5年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

認定第4号は本案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、認定第4号、令和5年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件は、認定することに決定しました。

議長（西 昭夫君） 日程第5、認定第5号、令和5年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件を議題とします。

これから質疑を行います。認定第5号の質疑につきましては、歳入で一区切り、歳出で一区切りとします。

まず、歳入に関する質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで歳出の質疑を終わります。

全体の質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで認定第5号の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。

これから認定第5号、令和5年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

認定第5号は本案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、認定第5号、令和5年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件は、認定することに決定しました。

議長（西 昭夫君） 日程第6、閉会中の委員会調査報告及び一部事務組合等議会報告を行います。

閉会中の委員会調査の報告を行います。総合常任委員会、向出健議員。

総合常任委員長（向出 健君） 笠置町総合常任委員会の報告を行わせていただきます。

中等度以上の難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願書が委員会に付託をされ、審査の結果、委員会、本会議ともに不採択といたしました。詳細については本会議で既に報告済みですので、省略をさせていただきます。また、国に対し、同趣旨の意見書を総合常任委員長から本会議に提出をし、全会一致で可決をいたしました。

また、9月13日の本会議終了後と9月18日の9時30分から総合常任委員会を開き、5つの決算認定の件について、担当課長から説明をいただきました。

なお、決算認定については委員会付託はされていませんので、今回の委員会は、あくまで決算審査認定に向けての議案の詳細説明を受けたものです。

委員からの主な意見及び質問内容と答弁を報告させていただきます。

まず、西部霊園に関する予算措置について、他の墓地は各区が管理しているが、なぜかとの質問に対し、町が整備したものは町が管理しているとの回答がありました。

また、住宅使用料の滞納についての質問が出され、債権管理条例も精査をし、対応したいとの回答がありました。

水道料金について、住民には大変かもしれないが、上げてもらわないとという内容の意見も出されています。

また、介護会計について、一般会計からの繰入れが多いとの質問が出され、50%が公費負担、50%が保険料と決まっている旨の回答がありました。

指定寄付金に対する質問では、町の方で寄附の項目を決めさせていただいている。5項目プラス町長の認める項目との回答がありました。

お茶の京都DMO事業について、笠置町は村や和束と比べお茶を作っていないのになぜ予算措置を行うのかという内容の質問が出され、あくまで事業名であり、お茶の生産に対するものでなく、事業内容はバスツアーなどの取組を行っている。農業振興ではなくて、観光振

興として行っている旨の回答がありました。

ちなみに、お茶の京都DMOとは、一般社団法人京都山城地域振興社の通称で、お茶を中心にした観光地域づくりなどに取り組む団体のことです。

以上で笠置町総合常任委員会の報告を終わります。

議長（西 昭夫君） 次に、一部事務組合等議会報告を行います。加茂笠置組合議会、向出健議員。

加茂笠置組合議会議員（向出 健君） 令和6年第2回加茂笠置組合議会定例会の報告を行わせていただきます。

8月26日月曜日午前10時から木津川市役所5階の全員協議会室で開催をいたしました。議題は、令和5年度加茂笠置組合会計歳入歳出決算の認定でした。

決算の歳入の調定と収入済額は7,476万2,445円、歳出の支出済額では7,383万7,695円で、歳入の主なものは、線下補償料で782万9,238円、基金繰入金6,100万円、歳出の主なものは、財産区特別会計繰出金6,000万円でした。

事務局から、基金利子の積立て忘れと令和4年度末の財政調整基金の残高の過小表記の2つの事務の錯誤があったことの報告がありました。

続いて、監査報告があり、事務の錯誤について再発防止と事務処理の適正化、線下補償料の笠置町域分の未妥結などについて、健全な財政運営、貸付け耕作地の担い手不足の対応と有効な土地活用を指摘されました。

その後、質疑があり、議員から、線下補償料の笠置町域分についての現状と見通し、備品等の不用額に対し予算編成の正確性が問われる旨が出されました。

事務局からは、線下補償について、裁判をしたが協議に切り替わり、関電から組合に南京都奈良線は12%減額で入っていること、協議が整えば奥吉野線も入れるとの覚書が交わされているとの答弁があり、備品等については不測事態の対応として上げていたが、令和5年度はたまたまなかった。予算執行について適正にしたいとの答弁がありました。

討論はなく、全員賛成で決算は認定をされました。

以上で加茂笠置組合議会の報告を終わります。

議長（西 昭夫君） 相楽東部広域連合議会、山本勝喜議員。

相楽東部広域連合議会議員（山本勝喜君） 相楽東部広域連合議会の報告をさせていただきます。

令和6年7月23日に和東町議会議場において開催された令和6年第2回相楽東部広域連

合議会定例会の報告をいたします。

午前9時30分から開会宣言に続き、議席の指定、副議長の選挙、会議録署名議員の指名、会期の決定、閉会中の委員会調査報告を行った後、2名の議員による一般質問が行われました。

初めに、笠置町向出議員から、学校行事としての万博の対応についてや笠置小学校のプールの修繕、認定こども園の管轄について及び擁壁安全対策工事の対応について、次に、南山城村久保議員からごみ処理方針とクリーンセンター処分に係る意思決定についてそれぞれ質問がありました。

続いて、付議された案件について審議が行われました。

まず、承認第1号、令和5年度相楽東部広域連合一般会計補正予算については、歳入歳出それぞれ5,591万7,000円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ7億5,537万6,000円とするもので、府支出金の確定や工事請負費や給食賄い材料費などの歳出の精査により補正を行ったものであり、審議の結果、全員賛成により承認されました。

続いて、議案第6号、令和6年度相楽東部広域連合一般会計補正予算については、歳入歳出それぞれ2,543万2,000円を増額し、歳入歳出総額をそれぞれ9億4,161万円とするもので、テールアルメ擁壁安全対策等調査事業に係る費用、笠置小学校及び和束小学校の施設修繕費用、各小学校の指導用デジタル教科書の購入費用、和束中学校の農業体験学習の用地購入に係る費用やグラウンド排水路修繕工事費用などについて予算が計上されたものでした。

議員からは、擁壁安全対策工事や和束中学校の用地購入等についての質問が出された後、笠置町の向出議員が反対の立場で討論され、審議の結果、賛成多数で可決されました。

最後に、各委員会の閉会中の継続審査及び調査の件について決定し、閉会いたしました。

以上で令和6年第2回相楽東部広域連合議会定例会の報告といたします。

議長（西 昭夫君） 京都府後期高齢者医療広域連合議会、大倉博議員。

京都府後期高齢者医療広域連合議会議員（大倉 博君） 京都府後期高齢者医療広域連合議会令和6年第2回定例会が8月9日、京都市内のホテルで行いました。それに先立ち、1日には全員協議会が開催されました。案件は同意1件、議案2件、認定2件、承認2件、請願4件が審議された。他に一般質問4件でした。

1、同意第3号、京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任。同意されました。名前は古川博規氏、任期は令和6年8月28日から令和10年8月27日。

2、議案第8号、一般会計補正予算（第1号）。令和5年度中に概算で交付された国庫支出金の精算に係る返還金について、繰越金を財源として増額補正する。可決をされました。

3、議案第9号、特別会計補正予算（第1号）。後期高齢者医療給付費等準備基金について、繰越金を財源として積立金を増額補正。可決されました。

4、認定第1号、令和5年度一般会計歳入歳出決算の認定について。歳入決算総額11億1,077万8,751円、歳出決算総額10億1,760万1,509円、収支差額9,317万7,242円。

5、認定第2号、令和5年度特別会計歳入歳出決算の認定について。歳入決算総額4,164億9,166万4,541円、歳出決算総額4,059億3,921万8,468円、収支差額105億5,244万6,073円。

承認第1号、専決処分の承認について。条例の一部を改正するは承認されました。

7、承認第2号、専決処分の承認について、一般会計補正予算（第3号）。標準システム機器変更事業。承認されました。

8、請願第3号と請願第4号は同じ議案で、請願者が違うだけです。後期高齢者医療制度の保険料窓口負担の緊急引下げなど制度の改善を求める請願書は不採択、いずれも不採択されました。第3号の請願者は、京都社会保障推進協議会議長、渡邊賢治、第4号は全日本年金者組合本部委員長、山本和夫氏。

次に、請願第5号、第6号も内容は同じです。現行の後期高齢者医療保険証の存続を国に求める請願書。不採択となりました。請願者は京都社会保障推進協議会議長、渡邊賢治。

11番、請願第6号は不採択。請願者は全日本年金者組合本部委員長、山本和夫氏。

他に一般質問が4件された。健康保険証廃止に伴う問題等。

なお、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行（令和6年12月2日）に伴い、今後関係省令等の整備が行われる。以上で終わります。

議長（西 昭夫君） 京都地方税機構議会議員、松本俊清議員。

京都地方税機構議会議員（松本俊清君） それでは、京都地方税機構議会定例会の報告をさせていただきます。

令和6年8月7日午後2時より開催。つきましては、場所、京都ガーデンパレス2階葵の間。当日は、全員協議会は1時30分、事務局長が当日の議事について説明されました。その中で、議題としては、任期満了につき6名の議員の異動報告と座席の指定であります。

令和5年度京都税機構一般会計歳入歳出決算認定。山崎連合長より説明。全員賛成。歳入の合計予算現額24億9,480万8,000円、調定額及び収入済額24億5,327万3,309円、歳出予算現額24億9,480万8,000円、支出済額24億5,226万2,175円、不用額4,254万5,825円、歳入歳出差引残額101万1,134円が承認されました。ゆえに、笠置町の税機構への負担金は69万2,085円であります。4年度は131万1,941円であったことから、61万9,856円減となりました。

その後、一般質問3名。

全ての議案は承認され、15時17分閉会いたしました。

以上、報告させていただきます。

詳しい人事については、皆様方のお手元に配付してあるとおりですので、チェックしてください。

議長（西 昭夫君） これで閉会中の委員会調査報告及び一部事務組合等議会報告を終わります。

議長（西 昭夫君） 日程第7、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました申出書のとおり委員会の閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員会から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（西 昭夫君） お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和6年9月第3回笠置町議会定例会を閉会します。

議長（西 昭夫君） ここで、町長より発言の申出がありました。これを許します。

町長（山本篤志君） 今定例会におきまして、令和6年度補正予算、令和5年度決算をはじめ諸議案につきまして連日御審議いただき、本日も先ほどまで当方不手際で大変御迷惑をおかけいたしました。御議決賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

この4年間、議員の皆様方におかれましては、町民の代表として笠置町の発展のために多大な御尽力をいただき、また、私ども理事者に対しましても温かい御指導、御鞭撻を賜りましたことを心から感謝申し上げます。

私は、本年4月から町長に就任させていただきましたが、私にとりましての初めての議会となります6月定例会を温かく受け止めてくださいましたこと、一生涯忘れることのできない大切な思い出でございます。

また、本9月定例会におきましては、私の力不足からの確なお答えができませんでしたことを心からお詫び申し上げます。しかし、皆様から頂きましたお言葉をしっかりと受け止め、今後の笠置町政に生かしていくことをお約束申し上げます。

西議長をはじめ議員の皆様方におかれましては任期最後の定例会となりましたが、これまでのいこいの館をはじめ様々な課題に立ち向かい、笠置町の発展と町民福祉の向上に全身全霊を捧げてこられたことを、町民を代表し、心からお礼を申し上げます。

今期限りで御勇退される議員の皆様におかれましては、御健康に留意され、今後とも私どもに対し大所高所からの御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

引き続き町議会議員選挙に臨まれる皆様には、再びこの議場でお目にかかり、新たな時代を切り開く議論ができますよう心から御祈念申し上げます。

結びに当たり、この4年間の町政運営に対する御指導、御支援を賜りましたこと、改めて御礼申し上げます。簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

議長（西 昭夫君） ありがとうございました。

山本町長をはじめ職員各位におかれましては、笠置町の発展のため日夜御尽力に、議会を代表して心より感謝申し上げます。

御健康に御留意の上、笠置町の発展のため御活躍あらんことを御期待申し上げます。

ここで、私からも、任期最終となりました定例会に閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

令和2年11月2日に改選後の初議会が開催され、それから早くも4年の任期が目前に迫り、今日ここに任期最終の定例会が終了しました。4年間を振り返りますと、様々な思いが胸中に去来し、誠に感無量でございます。

議員各位におかれましては、就任されて以来、歴史ある本町議会議員として、この厳しい社会情勢の中、当町の諸問題解決に向け、また発展のためにたゆまぬ御尽力をいただきましたことに深甚なる敬意を示すものでございます。

皆様方の御理解と御協力によりまして、今日まで円滑な議会運営がなされたことに厚くお礼を申し上げます。

いよいよ来る10月20日には笠置町議会議員選挙が行われ、立候補されます議員各位におかれましては、どうかくれぐれも健康には御留意いただきながら、再び本議場でお会いできることを心より祈念申し上げる次第でございます。

また、今期で御勇退されますお方もおられると承っているところです。誠に名残惜しい限りではございますが、今日までの御功績に深く敬意と感謝の意を示す次第であります。

今後とも御自愛の上、今とは違うお立場ではありますが、なお一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、議員各位におかれましては、任期満了まで議員活動に精励いただきますようお願い申し上げますとともに、笠置町と笠置町議会のさらなる発展と皆様方の御健勝と御活躍を祈念いたしまして、お礼の言葉といたします。

ありがとうございました。

終わります。

閉 会 午後1時55分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 西 昭 夫

署名議員 大 倉 博

署名議員 山 本 勝 喜